

●香川県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、包括外部監査人白川尊大との協議が調ったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月28日

香川県監査委員 木下典幸
同 武田宏之
同 十河直
同 里石明敏

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
森本 洋右	高松市栗林町二丁目3番1-902号ダイアパレス栗林第2	令和6年5月28日から 令和7年3月31日まで
渡辺 大樹	さぬき市志度173番地1	